

# 令和3年度長野県心理専門相談員（公認心理師又は臨床心理士）募集要項

長野県教育委員会

いじめ等様々な課題を抱える児童生徒及びその保護者等に対して、専用受付電話での電話相談、助言、問題解決に向けた支援等を行う心理専門相談員（公認心理師又は臨床心理士）を募集します。

## 1 募集期間

令和3年1月25日（月）から2月8日（月）まで（必着）

## 2 募集人員

心理専門相談員（公認心理師又は臨床心理士） 1名

## 3 勤務地

学校生活相談センター

（長野県長野市大字南長野幅下 692-2 長野県教育委員会事務局心の支援課内）

## 4 職務内容等

### （1）職務

ア 教育相談に関すること

（ア）電話相談及び面接相談

（イ）関係機関との連携

（ウ）教育相談に関する指導及び研究

（エ）教育相談に関する資料作成（統計を含む）

（オ）その他

イ 教職員研修における教職員に対するカウンセリングに関すること

### （2）勤務条件等

ア 任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）（地方公務員法第22条の2第1項）

イ 報酬：県の規定により支給

・時給 2,650 円（通勤手当は日額 2,610 円を限度として支給する。）

・期末手当

ウ 勤務時間：1日7時間、月16日以内（週の勤務時間は原則31時間以内）

エ その他：（ア）地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課せられる。義務に違反した場合は、懲戒処分の対象となることがある。

a 服務の宣誓 b 法令等及び上司の職上の命令に従う義務

c 信用失墜行為の禁止 d 秘密を守る義務

e 職務に専念する義務 f 政治的行為の制限

g 争議行為等の禁止

（イ）営利企業等への従事する場合は、原則として所属長へ届出が必要

### （3）任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、採用後1か月は条件付き採用とする。

### （4）任用資格

令和3年4月1日現在、公認心理師または臨床心理士の資格を有する者

（注）次のいずれかに該当する者は、応募できない。

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

・長野県等の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 応募方法

### (1) 応募申込書の入手（アカイのいずれか）

ア 長野県教育委員会ホームページからダウンロード

採用・試験・募集 > 令和3年度長野県心理専門相談員選考情報

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/happyou/20210125.html>

イ 郵送による入手

封筒に「心理専門相談員応募申込書希望」と朱書し、応募申込書用の封筒（長型3号、94円切手貼付、応募者の住所、氏名、郵便番号を記載し、下記申込先に送付

### (2) 応募提出書類

ア 長野県心理専門相談員応募申込書（写真貼付）

イ 令和3年4月1日現在公認心理師又は臨床心理士の資格を有することを証明する書類の写し

ウ 選考結果連絡用封筒（長型3号、表面に84円切手貼付、応募者の住所氏名、郵便番号を記載）

エ ハローワークの紹介状（ハローワークを利用した場合）

#### 【申込先】

〒380-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）

長野県教育委員会事務局心の支援課 長野県心理専門相談員 担当 あて

## 6 選考方法

選考内容	実施日	選考会場	合否等の通知
書類選考 ・任用資格の確認 面接選考 ・面接官による口頭質問等 (注)	随時実施 (詳細は別途連絡)	長野県庁内 (詳細は別途連絡)	2月末日までに、文書により選考結果を本人に通知する。

(注) 面接選考は、20分程度の面接を予定。口頭質問は、カウンセリング等に関する考えや電話による対応方法等について回答を求める。

## 7 募集期間の延長

任用予定者が決定しない場合は、1の募集期間を延長する。この場合、随時選考を行い、任用予定者が決定次第募集を終了する。

## 8 特記事項

選考の結果任用予定となった場合においても、長野県心理専門相談員の予算措置が講じられなかった場合は任用できないことがある。

#### 【問い合わせ先】

長野県教育委員会事務局心の支援課

電話 026-235-7450

F a x 026-235-7484

E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp